

契約保証等の電子化に関する取扱いについて

会津美里町では、受注者の契約事務負担の軽減及び効率化を図るとともに契約事務の電子化を推進するため、契約の保証及び前金払保証等について、令和6年1月1日から保証証書の電子化（電子保証）を開始します。

◆電子保証の対象

- ・ 契約保証
- ・ 前金払保証
- ・ 中間前金払保証

◆電子保証の対象となる取扱保証機関

- ・ 東日本建設業保証株式会社 など（東日本建設業保証株式会社 HP）

◆電子保証

電子保証とは、これまで保証事業会社から書面で提供されていた保証証書について、インターネットを通じて電子的に提供できるようにしたものです。

◆D - Sure

D - Sure は、電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するクラウドサービスです。

◆認証キー

認証キーは、発注者が D - Sure を利用して電子証書を閲覧するための暗証番号です。

この認証キーは、受注者は電子保証による契約を行った後、「電子保証に係る認証キーのお知らせ」を町（発注担当課）に提出してください。

町は、この受注者から提出された「保証契約番号」及び「認証キー」をもとに、電子保証等閲覧サービス（D - Sure）にアクセスし、保証内容を確認します。

◆認証キーの町への提出方法

保証事業会社から通知された「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を電子メールの方法により当該工事を発注する担当課に提出してください。

◆その他

- ・ 電子保証の運用開始後も、書面による提出も引き続き可能です。
- ・ 電子証書を書面又は電子メールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんので、ご注意ください。

◆電子保証の仕組みとフロー

